

関市定額給付金を 給付します

生活支援と地域経済の活性化のために
定額給付金を給付します。

定額給付金の申請書は、各世帯に送付しています。必要事項を記入の上、郵送で申請してください。

照会先 企画政策課 ☎ 22-3131 (代)・FAX 23-7744

1 給付の対象者は？

次のいずれかに該当する方です。

- ①平成21年2月1日において、関市の住民基本台帳に登録されている方です。
- ②平成21年2月1日において、関市の外国人登録原票に登録され、在留資格を有する方です。(平成21年10月1日までに在留資格が満了する方はご相談ください。)



2 給付額は？

- 昭和19年2月2日以前に生まれた方 …1人2万円
- 平成2年2月2日から平成21年2月1日までに生まれた方 …1人2万円
- 上記以外の方 …1人1万2千円

3 給付金の申請者は？

世帯主となっている方が、同一世帯の方全員の給付金の申請および受給ができます。



4 世帯主に代わって申請や給付金の受給はできますか？

世帯主の方と同じ世帯の方で、「代理申請」ができます。(ただし、委任状が必要となります。)

(例えば)

夫が世帯主の場合、同一世帯の妻が申請者になることができます。

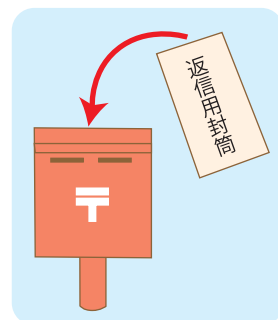
- 施設などに入所している方や単身世帯の寝たきりの方についても代理申請できます。



5 申請方法は？

郵送により申請をしていただきます。申請書を送付した際に同封した返信用封筒(切手不要)にて返送してください。

- 申請書に必要事項を記入の上、申請者の身分証明の写しや振込口座の通帳の写し(次の6「申請に必要なものは？」を参照してください。)などの必要書類とともに、返信用封筒に入れて返送してください。
- 申請書に記入もれがある場合や必要書類が添付されていない場合は、申請書をお返しします。再度、提出をしていただくこととなり、給付金の振込が遅くなりますのでご注意ください。



6 申請に必要なものは？

①振込を希望される金融機関の通帳 コピー 1 部

※金融機関の通帳の表紙を開き、口座名義人（カタカナ）、金融機関名（支店名）、口座番号が確認できるページをコピーしてください。

②申請者の身分証明となる書類 コピー 1 部

- 申請者が世帯主の場合…世帯主の方の運転免許証、保険証、年金手帳のどれかひとつをコピーしてください。
- 申請者が代理人の場合…代理人の方の運転免許証、保険証、年金手帳のどれかひとつをコピーしてください。

※なお、代理人による申請を行う場合、世帯主の委任が必要です。申請書の最下欄の「代理申請を行う場合」に必要事項を記入してください。

- 外国人の場合…外国人登録証明書（表面・裏面）をコピーしてください。

7 申請期間は？

平成21年4月1日(水)から平成21年10月1日(木)までの6カ月間です。

※この期間を過ぎると給付金を受けることはできません。

8 給付金の受取方法は？

原則、口座振込による給付になります。

※1～2カ月間かかる場合があります。

（処理件数が膨大になるため、ご理解とご協力をお願いします。）

※申請書を審査した後、給付決定通知書を送付いたします。



9 現金による受け取りは？

金融機関に口座がない方に限り、現金による受取が可能です。現金による給付金のお渡しは、6月以降で市が指定する日とさせていただきます。

10 給付金詐欺にご注意ください

関市からATM（銀行、コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることはありませんし、定額給付金のために振込手数料を求めることはありません。



11 相談窓口

定額給付金の相談窓口を4月1日(水)～5月31日(日)まで開設します。

① 関市役所 市民ホール
☎ 23-7790

月～金曜日：午前8時30分～午後8時
土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時

② 洞戸、板取、武芸川、武儀
及び上之保の各事務所

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日は閉庁）